

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

本プロポーザルは、28年度契約にかかる準備行為であり、契約の締結は本事業にかかる予算の議決が得られることを条件とします。

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成28年2月17日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区生活保護受給者金銭管理支援事業委託

(2) 業務内容

本件は、生活保護受給者のうち、生活経験、浪費癖、又は依存症などの疾病の影響等により、家計を適切に管理することができない受給者を対象に、最低生活の維持を図り、もって、受給者の生活基盤を確保し、住み慣れた地域で暮らし続けるようにすることを目的とする家計における金銭管理支援を行う。

詳細は、募集説明書を参照のこと。

(3) 履行期間

平成28年6月1日から平成31年3月31日まで(予定)

ただし、契約は単年度ごととし、各年度の予算配当を条件とする。また、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

2 参加資格

世田谷区生活保護受給者金銭管理支援事業の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同

令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(4) 平成23年度以降、都内又は近隣区市において、生計困難者に対するサービス提供に関する事業を実施していること、又は実施した実績があること。

(5) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者を支援員として配置することができること。

3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書等を特定するための評価基準

(1) 提案書による書類審査

提案書類の形式、部数等注意事項等の遵守
見積り金額の妥当性
事業趣旨の理解
実施計画の内容
実施体制
生計困難者に対するサービス提供に関する事業の実績
独自提案、アピール性

(2) 財務関係等書類による財務審査

企業概要
定款、寄付行為、規則その他これらに類するもの
提案日に属する事業年度の事業計画及び収支予算
登記事項証明書
過去3年間の法人税納税証明書及び消費税納税証明書
平成24年度から平成26年度事業報告書及び決算書（貸借対照表、損益計算書、監査報告書、事業活動収支計算書、資金収支計算書、財産目録等を含む。）

(3) プレゼンテーション・ヒヤリング審査

事業執行力
課題解決力
実績の信頼性
将来性
総合評価

5 審査

資格等形式審査及び財務関係等書類による財務審査を通過した事業者のうち、提案書に基づいた採点の合計得点が高い、上位3事業者を2次審査に進ませる。

(1) 1次審査

書類審査

(2) 2次審査

ヒヤリング・プレゼンテーション審査

6 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎 1階
世田谷区保健福祉部生活福祉担当課
電話 03-5432-2932

ファクシミリ 03 - 5432 - 3020

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成28年2月17日(水)から平成28年3月2日(水)

交付場所及び方法 世田谷区ホームページにて公開(ダウンロード可能)
または、(1)の窓口で配付

(3) 公募参加表明書の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成28年2月17日(水)から平成28年3月2日(水)

【午後5時必着】まで

提出場所：生活福祉担当課窓口

提出方法：持参に限る

(4) 提案書の提出期間、場所及び方法

提出期間：平成28年3月3日(木)から平成28年3月31日(木)

【午後5時必着】まで

提出場所：生活福祉担当課窓口

提出方法：持参に限る

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

(仮称)平成29年度世田谷区生活保護受給者金銭管理支援事業委託

(仮称)平成30年度世田谷区生活保護受給者金銭管理支援事業委託

ただし、予算配当を条件とする。契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ

(6) 世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(8) 提案者からの提出物は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、世田谷区では、本件の目的以外に使用しない。

(9) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されないものとする。

(10) 詳細は、募集説明書による。